

帝塚山大学個人情報保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、帝塚山学園の定める「個人情報の保護に関する規定」(以下「規定」という。)の趣旨に則り、帝塚山大学(以下「本学」という。)が保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、もって個人情報の収集、管理及び利用に関する本学の責務を明確にするとともに、個人情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざん等に起因する問題が生じた場合、適切かつ効果的に対処するための必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「学生」とは、現在および過去の学生、「教職員」とは専任および嘱託の教職員ならびに本学の業務に直接かかわりがある本学非常勤講師、臨時雇用職員等、あるいは本学に係わる業者等をいう。

2 この規程において、「個人情報」とは、学生および将来学生となりうる者について特定の個人が識別され、または識別され得るものであって、教職員が業務上取得または作成した情報(文書、写真、フィルム、電子情報媒体その他これらに類するものに記録されたものを含む。)をいう。

(責務)

第3条 学長はこの規程の目的を達成するため個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 教職員または教職員であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに学内の教職員も含め他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

3 学生、教職員は個人情報保護の重要性を認識し、学外の組織、団体に業務上、業務外を問わずその活動において対応する場合は本規程によって学生個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

(個人情報収集の制限)

第4条 教職員が業務上学生の個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。ただし、思想信条および宗教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 教職員が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときに除き、直接本人から収集しなければならない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 教職員の教育指導上特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があったとき。
- (5) 指導または相談援助に関わって、本人から収集したのでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められるとき。
- (6) 学長が正当な理由があると認められたとき。

(個人情報の適正管理)

第5条 学長は、個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
- (2) 改ざんおよび漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2 学長は前項の事務をはじめ、本規程に基づく業務を適切に執行するため、帝塚山大学個人情報保護小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、大学個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこととする。小委員会については、第12条に定める。

(個人情報の利用制限)

第6条 教職員は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 個人の生命、身体、健康に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 教員および保護者の教育上、特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めがあるとき。
- (5) 学長が必要と認めたとき。

2 前号1から4の各号に該当して個人情報を利用または提供する場合、または緊急に対応した場合は、当該部局の業務責任者はすみやかに管理責任者に届け出なければならない。

(個人情報に関する業務の学外委託)

第7条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者または委託業者との間で個人情報の保護に関して、明文による契約の締結等、必要な措置をとらなければならない。

(収集の届け出)

第8条 教職員は、新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次の事項について管理責任者に届け出、その承認を得なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の収集の対象者
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の記録の形態

2 前項により届け出た事項を変更または廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを管理責任者に報告しなければならない。

(自己に関する個人情報の開示)

第9条 学生は本学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 開示の請求があったときは、管理責任者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、学生健康記録その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるときは、その個人情報の全部または一部を開示しないことができる。

3 個人情報の全部または一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。

4 第1項に規定する請求は、管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。

(1) 所属および氏名

(2) 個人情報の名称および記録項目

(3) 請求の理由

(4) その他、管理責任者が必要と認めた事項

(自己に関する個人情報の訂正または削除)

第10条 学生は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第4項に定める手続きに準じて、管理責任者に対し、その訂正または削除を請求することができる。

2 管理責任者は前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正または削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(不服の申立て)

第11条 自己の個人情報に関し、第10条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生は、本人であることを明らかにして、学長に対し

て、申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに審査し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。

3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を学長に対し提出することにより行う。

(1) 不服の申立てを行う者の所属および氏名

(2) 不服申立て事項

(3) 不服申立て理由

(4) その他、学長が必要と認めた事項

(小委員会の設置)

第12条 第5条の趣旨に則り、本学内に「大学個人情報保護小委員会」（以下、「小委員会」という。）を置く。

(小委員会の任務)

第13条 小委員会の任務は次の通りとする。

(1) 本学において発生した個人情報保護の趣旨に反する事案の調査及び対応措置の検討と実施。

(2) 帝塚山学園が定める「個人情報保護委員会」（以下、「保護委員会」という。）への情報の提供および意見の具申。

(3) 規定に基づき、保護委員会もしくは「苦情対応委員会」（以下、「対応委員会」という。）への諮問、又は、指示された事案に対する調査、回答。

(4) 個人情報の保護に関する教育計画の立案および実施。

(5) 本学各部署における個人情報の管理に関する指導。

(小委員会の構成)

第14条 小委員会の構成は以下の通りとする。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 大学院研究科長

- (4) 学部長
- (5) 学生生活支援長
- (6) 事務局長
- (7) 学長が指名した事務局部長

2 その他、学長は、必要に応じて上記構成員以外の者に委員を委嘱することができる。

(委員長・保護管理責任者)

第15条 小委員会に委員長を置き、学長が委員長となる。

- (1) 委員長は帝塚山大学個人情報保護管理責任者を兼ねるものとする。
- (2) 学長に支障ある場合は、学長が指名する副学長が代理する。
- (3) 委員長は、その業務を大学事務局長に委任することができる。

(委員会・審査会との連携)

第16条 小委員会は、規定に定める保護委員会、対応委員会と連携して、円滑な業務の運営をはかる。

(研修等の対象)

第17条 小委員会は、本学に所属する専任教職員、非常勤講師、嘱託職員、臨時雇員等個人情報に関与する者に対して定期的に個人情報の保護に関する啓蒙研修等の教育を実施する。

(事務局)

第18条 本学における個人情報保護に関する事務局は、事務局長室に置く。

(改廃)

第19条 この内容の改廃は、小委員会の議を経て、大学協議会がこれを行う。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。